

「就学援助 新入学用品費の入学前支給」について（お知らせ）

津南町教育委員会では、経済的理由により、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し援助する制度を行っています。就学援助費のうち、新入学用品費について入学前に支給を行いません。新入学用品費の入学前支給を希望される方は、次のとおり申請してください。

※入学前支給は返還となる可能性があります。下記内容をご確認の上、申請してください。

【新入学用品費の入学前支給を受けることができる方】

次のすべての要件に該当する方

- ・町内在住で翌年度に町立小中学校及び県立津南中等教育学校前期課程に入学を予定している園児・児童の保護者
- ・下記就学援助の要件に該当する方

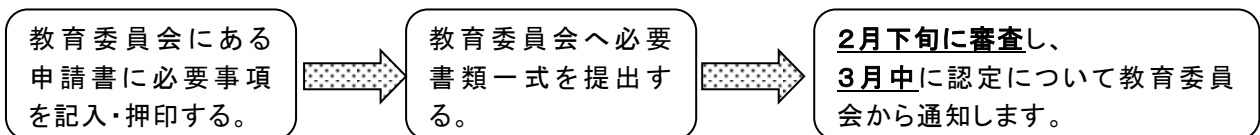
【援助の対象となる世帯】

・次のいずれかに該当する世帯

- ① 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
- ② 世帯全員の町民税が非課税
- ③ 児童扶養手当の支給
- ④ 生活福祉資金の借受け
- ⑤ 町民税、事業税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料の減免
- ⑥ 世帯全員の前年総所得額が、町の定める基準以下の世帯

【就学援助の申請・認定方法について】

●申請手続きの流れ



●申請に必要なもの

- (1) 就学援助申請書
- (2) 返還承諾書
- (3) 前年分の収入状況のわかる書類の写し（例：前年分の源泉徴収票等）
- (4) 通帳（振込口座のわかるもの）及び印鑑
- (5) 認定に必要な書類 ※該当者のみ。世帯につき1部
 - ① 児童扶養手当（主に父子・母子家庭が対象）の支給を受けている人
→児童扶養手当の証書又は認定通知の写し
 - ② 生活福祉資金の貸付を受けている人
→生活福祉資金の貸付決定通知の写し
 - ③ 町民税、事業税、固定資産税、国民年金保険料、国民健康保険料の減免を受けている人
→申請承認通知書の写し

※申請書および返還承諾書は教育委員会にあります。申請したい方は上記(3)(4)(5)を持参の上、教育委員会に直接お申し込みください。

【申請期限】 **令和3年1月29日（金）（期限厳守）**

※期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください。

（裏面に続く）

【申請場所】 津南町役場 2階 教育委員会

【認定について】

令和3年3月中に教育委員会より結果についてお知らせします。
※翌年度に再度認定の可否について判定をいたします。

【支給について】

●支給額

- ・小学校入学予定者 51,060円
- ・中学校及び中等教育学校入学予定者（小学校6年生） 60,000円

●支給時期

令和3年3月中旬予定

●支給方法

保護者の口座に直接振り込みます。

【返還について】

就学援助認定基準の一つである前年所得額については、世帯全員の前年分の所得額により判定を行いません。入学前支給を行なう場合は、申請年度の前年分の所得を用いて判定を行ない、翌年度に再度申請年度の前年分の所得を用いて判定を行いません。その結果、否認定となった場合は、支給した新入学用品費を返還していただきます。

例 令和3年1月に申請する場合

令和元年分の所得額を用いて判定（令和3年2月中）

↓認定になると

令和2年分の所得額を用いて再判定（令和3年6月中）

↓結果否認定になると

新入学用品費を返還していただきます。

※入学前支給を行なう際は2度判定を行なうため、返還になる可能性があります。

【その他】

- ・生活保護費受給者は、生活保護費により入学準備金が支給されますので、新入学用品費の入学前支給申請手続きは必要ありません。
- ・今回申請されなくても令和3年4月以降に申請することができます。
- ・新入学用品費以外の就学援助を受けたい場合は、翌年度4月に再度申請が必要です。

その他ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

就学援助についてのお問い合わせ先

津南町教育委員会 子育て教育班 TEL:765-3118

(津南町役場 2階)